

ETC コーポレートカード手続時添付書類の自動車検査証について

「追加」「登録車両入替」「登録車両車番変更」の添付書類として自動車検査証(写し)※1をご提出いただいておりますが、以下の点にご注意ください。

※1 電子化された小型の自動車検査証は、有効期間や使用者の住所等の確認ができないため、下の「自動車検査証記録事項」をご提出ください。



電子車検証は、A6 サイズ相当の厚紙にIC タグを貼付したものです。

こちらの電子車検証は添付書類にはなりません。提出は不要です。

- ☆ 「有効期間の満了する日」が過ぎている。
- ☆ 目視で判別できない文字である。(文字潰れ、ぼやけている、印刷の擦れ等)
- ☆ 濁点、半濁点が潰れている。
- ☆ 文字が切れている。(端部分が切れている、FAX の字がかぶっている等)
- ☆ 右上にある陸運局印・記録年月日が見切れている。

不鮮明な車検証例

不鮮明や不備の場合、再提出となりますのでご注意ください。